○鹿角市総合評価審査委員会設置要領

平成20年９月３日訓令第57号

改正

平成22年４月１日訓令第38号

鹿角市総合評価審査委員会設置要領

（設置）

第１条　本市が発注する工事の総合評価落札方式による入札を実施するにあたり、鹿角市建設工事総合評価落札方式の試行に関する要綱（平成20年鹿角市訓令第56号。以下「要綱」という。）第５条の規定により、学識経験を有する者の意見を聴取するため、鹿角市総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の事務）

第２条　委員会は、要綱第５条各号に掲げる事項について市長へ意見を提出するものとする。

（委員会の構成等）

第３条　委員会の定数は、６人以内とし、次に掲げる者で構成する。

（１）　学識委員　２人以上３人以内

（２）　行政委員　副市長、総務部長及び建設部長

２　学識委員は、建設技術及び入札・契約制度等に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。

３　学識委員の任期は１年以内とし、再任を妨げない。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

２　委員長は会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

２　会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明を聴くことができる。

５　委員会は、緊急を要する場合は、持ち回りによって第２条に掲げる事務を行うことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

（雑則）

第７条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成20年９月３日から施行する。

（経過措置）

２　第３条第３項の規定にかかわらず、同条第２項の規定に基づき最初に委嘱された学識委員の任期は、平成21年３月31日までとする。

附　則（平成22年４月１日訓令第38号）

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。